

[様式第 13 号]

[一般競争入札]

## 質 疑 応 答 書

工事名 名取川左岸幹線・長町準幹線工事 1

質 問 事 項	整理番号
	1 8 0 5 1 0 6 7 3
適用されている積算基準は、「土木工事標準積算基準書 平成 30 年 10 月 (宮城県土木部)」及び「下水道用設計標準歩掛表 平成 30 年度 (日本下水道協会)」と考えてよろしいでしょうか。	適用している積算基準は、「土木工事標準積算基準書 平成 30 年 10 月 (宮城県土木部)」、「下水道用設計標準歩掛表 平成 30 年度 (日本下水道協会)」等です。
適用されている建設機械等損料表は平成 30 年度版と考えてよろしいでしょうか。	「建設機械等損料算定表 平成 30 年 10 月以降 (宮城県土木部)」です。
材料単価について物価資料の採用年月は平成 30 年 10 月と考えてよろしいでしょうか。	平成 30 年 10 月号です。
内訳書 1 号「シールド機本体関係機械器具損料等」「シールドマシン現地組立及び輸送費」は共通仮設費、現場管理費の率計算の対象外と考えてよろしいでしょうか。また残置価格として、価格の 95%と考えてよろしいでしょうか。	「シールド機本体関係機械器具損料等」は共通仮設費、現場管理費の率計算の対象外です。「シールドマシン現地組立及び輸送費」は共通仮設費、現場管理費の率計算の対象です。シールド機の工場制作部分は価格の 95%としています。
内訳書 1 号「ジャッキ、油圧・電動機器関係機械器具損料等」は共通仮設費、現場管理費の率計算の対象と考えてよろしいでしょうか。	共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象です。
単価表 13 号、14 号「カッタービット交換工 材料費 ビット一式」は共通仮設費、現場管理費の率計算の対象外と考えてよろしいでしょうか。	共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象外です。
内訳書 104 号、116 号「刃ロリング」は共通仮設費、現場管理費の率計算の対象外と考えてよろしいでしょうか。	共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象です。
内訳書 162 号「水道従量料金」の対象工種についてご教示ください。また処分費等に含まれると考えてよろしいでしょうか。	水道従量料金の対象工種は、管きょ工 (シールド)、管きょ工 (推進)、管きょ工 (小口径推進)、立坑工、地盤改良工 (薬液注入工含む) です。水道従量料金は「処分費等」に含まれ

[様式第 13 号]

<p>内訳書 167 号「家屋調査費」は共通仮設費、現場管理費および一般管理費の率計算の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ます。 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の率計算の対象です。</p>
<p>内訳書 168 号「地下水観測費」は共通仮設費、現場管理費および一般管理費の率計算の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の率計算の対象です。</p>
<p>内訳書 169 号「電力基本料金」の設計上の契約電力量と契約月数をご教授願います。また契約基本料金には力率を配慮されていますか。配慮されていれば力率をご教授願います。</p>	<p>設計上の契約電力量と契約月数は、高圧受電（ミシルト工）で 205kw・21 ヶ月、低圧受電（刃口推進工）で 43.5kw・1 ヶ月としています。契約基本料金には力率 95%を考慮しています。</p>
<p>内訳書 170 号「用水基本料金」の設計上の口径と使用期間をご教授願います。</p>	<p>設計において、口径は 13mm、使用期間は 28 ヶ月としています。</p>
<p>内訳書 171 号「土質等試験費」は現場管理費および一般管理費の率計算の対象外と考えてよろしいでしょうか。また、その内容は現場説明書(P170)に記載されている「業務委託費内訳書」と考えてよろしいでしょうか。その場合、採用されている積算基準および諸経費、消費税の取扱いについてご教示願います。</p>	<p>土質等試験費は、現場管理費及び一般管理費の率計算の対象外です。内容は現場説明書（P.170）に記載している「業務委託費内訳書」です。積算基準および諸経費、消費税の取扱いについては、「設計業務等標準積算基準書 平成 30 年度版 国土交通省大臣官房技術調査課監修 一般財団法人経済調査会発行」に基づいています。</p>
<p>内訳書 172 号「六価クロム溶出試験」は現場管理費および一般管理費の率計算の対象外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>現場管理費及び一般管理費の率計算の対象外です。</p>
<p>上記以外で設計書中にて、経費対象外となる項目がありましたらご教示願います。</p>	<p>上記以外で経費対象外となる項目はありません。</p>
<p> </p>	<p> </p>
<p> </p>	<p> </p>
<p> </p>	<p> </p>
<p> </p>	<p> </p>
<p> </p>	<p> </p>
<p> </p>	<p> </p>
<p> </p>	<p> </p>

注 1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積りに必要な事項に限る。）に提出してください。会社名を記入する必要はありません。